

**郵便等により不在者投票できる方**

■身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次にあてはまる方

障害の部位	障害の等級	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹、※移動機能の障害	1級・2級	特別項症～第2項症
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級～3級	特別項症～第3項症
免疫の障害	1級～3級	
その他	障害が上記の障害の程度に該当することにつき、知事が書面により証明した方	

※身体障害者手帳のみ適用

■介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が「要介護5」の方

**不在者投票による**  
**投票**  
 ○指定病院・老人ホーム  
 などからの投票  
 不在者投票施設に指定されている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所中であれば、申し出によってその施設で不在者投票ができます。詳しくは、それぞれの施設にお問い合わせください。

○町外からの投票  
 投票日に、町外に滞在している投票所に行けない場合は、不在者投票の期間内

(期日前投票と同じ)に所在地の選挙管理委員会や不在者投票ができます。この場合、あらかじめ伯耆町選挙管理委員会事務局へ投票用紙などの請求をする必要があります。

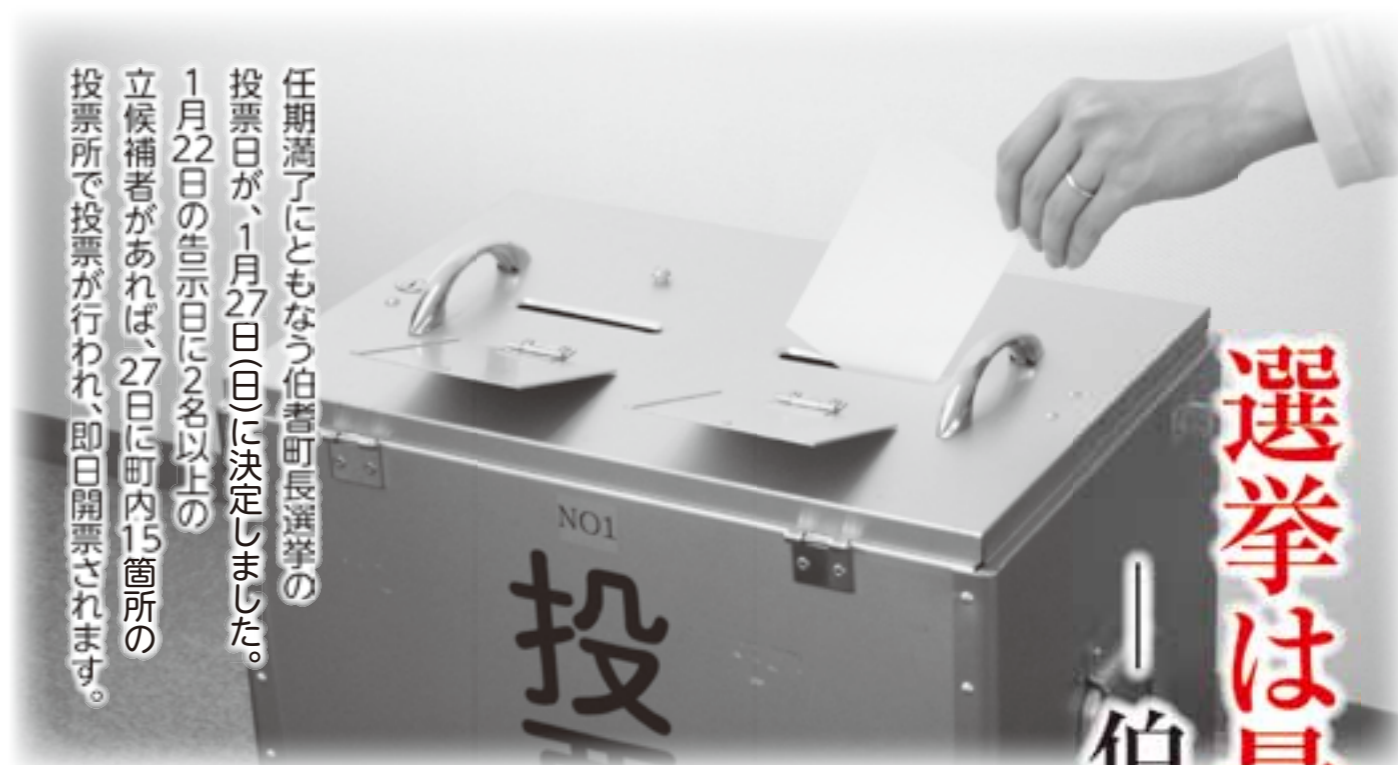
○郵便による自宅からの投票  
 1月23日までに伯耆町選挙管理委員会に郵便投票の請求をすれば、自宅から郵便により不在者投票ができます。

※投票前に「郵便投票証明書」の交付を受けておくことが必要です。

**投票所と投票時間の一覧表**

投票区	投票所を設ける場所	対象集落	投票時間
第1投票区	たたら会館(二部)	間地、二部、森脇、畑池中央、東畑池、池田、焼杉、上の名、須鎌、藤屋	7:00～19:00
第2投票区	旧二部小学校福岡分校(福岡)	福岡	
第3投票区	伯耆町コミュニティプラザ(二部)	船越、福吉、福島、三部一区、三部二区	
第4投票区	伯耆町役場溝口分庁舎(溝口)	溝口一、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、溝口文教、宇代、長山、妙見寺、貴住、谷川、宮原、大江、上野、大平原、白水、根雨原	7:00～20:00
第5投票区	金屋谷公会堂(金屋谷)	金屋谷、岩立、一本松、榎水高原、アイノピア、遊久の郷、大内	7:00～19:00
第6投票区	荘中央公民館(荘)	荘一、荘二、荘三、中祖、古市、父原	
第7投票区	町立日光公民館(大滝)	籠原、栃原、大瀧	
第8投票区	富江公民館(富江)	大倉、大坂、大原、富江	
第9投票区	添谷農産物加工処理施設(添谷)	福永、未鎌、添谷、ふるさと村	
第10投票区	丸山交流館(丸山)	須村、丸山、小林、藍野、ペンション	
第11投票区	あさひ保育所(真野)	久古、福原、サン団地、番原、真野、大原	
第12投票区	立岩公民館(立岩)	林ヶ原、清山、上細見、立岩、木戸口、吉定、小野、小町	
第13投票区	伯耆町農村環境改善センター(吉長)	口別所、岸本、伯耆ニュータウン、押口、駅前、吉長、遠藤、リバータウン、遠藤団地	
第14投票区	岸本保健福祉センター(大殿)	大寺、こしが丘、殿河内、田園町、みどり	
第15投票区	こしき保育所(大殿)	坂長、スカイタウン大殿、岩屋谷	7:00～19:00

【問い合わせ先】伯耆町選挙管理委員会事務局 ☎68-3111



**選挙は最も身近なまちづくり**

**伯耆町長選1月27日決定**

選挙は、私たち住民が町政に参加し、主権者としての意思を町政に反映させることができる絶好の機会です。

「愛心の反対は、憎しみではなく、無関心な事である」とはマザーテレサの言葉。無関心とは、人と関わる心の欠如、物事に関心を持つことの欠如にほかなりません。近年、政治に対する無関心の低下が指摘されています。

選挙は、最も身近なまちづくりです。この選挙を機会に、伯耆町のまちづくりについて考えてみませんか。

**投票できる方**

平成5年1月28日以前に生まれた人で、平成24年10月21日以前に住居登録し、引き続き町内に在住している人が投票できます。

※投票日までに町外に転出されると、投票できません。

**投票日当日の投票**

選挙人名簿に登録されている人には、事前に投票所入場券(ハガキ)を郵送します。入場券に記されている投票所で投票してください。

**投票時間・投票場所**

※詳細は次ページをご覧ください。

**期日前投票による投票**

投票日当日に、仕事や旅行などで投票できない方は、選挙期日前に投票することができます。

**期間**

1月23日(水)～1月26日(土)

**時間**

午前8時30分から午後8時まで

**場所**

伯耆町役場本庁舎・溝口分庁舎の1階に期日前投票所を設置します。

